

第7回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年10月7日（火） 午後2時～3時38分

●会場 各務原市産業文化センター 3階特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈報告事項〉

報告第13号 公共的団体について

報告第14号 新市建設計画策定にかかるアンケート調査の結果について

〈継続協議事項〉

協議第21号 町名、字名の変更について

〈協議事項〉

協議第34号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第35号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第36号 障害者福祉事業の取扱いについて

協議第37号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議第38号 その他の福祉事業の取扱いについて

協議第39号 商工・観光関係事業（融資事業）の取扱いについて

協議第40号 その他事業（指定金融機関等）の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○「合併協議項目」の協議状況について

○第8回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄			
委 員	横山隆一郎	白木 博	星野欽夫	長谷川匡一
	武藤孝子	小森利八郎	広瀬利和	尾関益男
	野田 功	小島 武	苅谷彰三	村井宏行
	田中露美	横山勝利		

●欠席委員 松田之利 松原史尚

●事務局職員

事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画調整係長	前田直宏			
事務局員	稲垣嘉朗	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

●説明者

企画財政部会	松岡秀人（各務原市企画財政部企画政策課長）
	小林 巖（各務原市収入役）
総務部会	五島仁光（各務原市総務部長）
	星野正彰（各務原市総務部総務課長）
福祉部会	熊崎敏雄（各務原市健康福祉部長）
	斎藤 茂（各務原市健康福祉部社会福祉課長）
	堀部信治（各務原市健康福祉部高齢福祉課長）
産業部会	岡部秀夫（各務原市産業部長）

●会議録

午後2時00分 開会

【事務局】

議員の皆様方には、大変ご多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから第7回木曾川文化圏市町合併協議会を始めさせていただきます。

最初に、本協議会の会長でございます森各務原市長にごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、ご苦勞さんでございます。

合併協議会を始めまして、本日でもう第7回目ということでございますが、今まではまあまあ順調にきたのではないかと考えています。

一部継続協議がございますが、これからも鋭意皆さんの御協力をいただきまして、以心伝心の中で協議を詰めてまいりたいと存じます。いずれにしてもお世話になりますが、ひとつよろしくをお願いいたします。ごあいさつといたします。

【事務局】

それでは、早速ですが議題に入らせていただきます。

議長は協議会の規約によりまして、会長をお願いいたします。

では会長、よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

広瀬利和委員と白木博委員のお二方をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日は、報告事項2件、継続協議事項1件、協議事項7件が議題として提出されております。

それでは、報告第13号の公共的団体についてを事務局から報告願います。

【企画財政部会】

それでは、お手元の緑色の冊子でございます。報告事項と書いてございます。

1ページをお開きになっていただきたいと存じます。

報告第13号ということでございます。

公共的団体についてということでございます。第6回、前回の協議会におきまして、一応公共的団体の一覧、そして現状での動向の見込みというのを報告するということだったので、こちらの方へ一覧表とさせていただきます。本日ご報告させていただきます。

2 ページ目をご覧になっていただきたいと思います。

公共的団体の動向の総括でございます。一応、総計といたしまして各務原市関係75、川島町関係61でございます。今回の分類は1番から4番まで、1番といたしまして合併時に統合の見込みということで、これは合併の年度、そして翌年度までを含むという、ちょっと難しい表現でございますが、団体のおおのの総会の時期が3月末あるいは4月ということで、このような表現になったものでございます。基本的には、合併時に統合の見込みという区分けといたしまして、各務原市が25、川島町が29。2番目といたしまして、将来の統合を予定しておりますということで、各務原市5件、川島町5件でございます。3番目といたしまして、独自の目的を持った団体等につきまして、現行どおり存続という判断が今のところされておるものが、各務原市11件、川島町が6件と。4番目、その他といたしまして、これが一番多いわけでございますけれども、検討中等ということで、各務原市が34、川島町が21ということでございます。

あと3ページ以下、今の分け方に従いましておのおの計上してございます。

3ページから4ページにかけまして、いわゆる合併時に統合見込みと、現在のところ、一応そういうような話ができるものが、先ほど申しましたように4ページ目、各務原市が25団体、川島町については29団体ということとなっております。

それから5ページ目は、将来にわたって合併が見込まれるということでございます。各種団体の中でも、非常に結びつきの強いものでございます。5団体同士ということでございます。

6ページ目でございます。

独自の目的を持った、個性を持った団体ゆえに、今後も独立した存続が見込まれるということで、各務原市が11、川島町が6団体ということで、川島町さんで言いますと社会福祉法人、あるいは祭りの保存会等のものが考えられます。

あと、最後になりますが、7ページから9ページにかけまして、いわゆる検討中等ということで、現在のところ整理されております。現在、右端の方に、備考欄に未定、そして検討中、調整中ということで、検討中というのは今各種の検討がなされておると。調整中というのは、もう一歩進んで、あとはいわゆる条件とか、いろいろなものをすり合わせるといような団体ごとの打ち合わせの状況であります。現在のところでございますので、未定のところにつきましても、今後、1から3の方に移行が見込まれるということでございます。

以上がその他の中で、合計が各務原市が34、川島町が21ということでございます。

以上が報告事項の第13の公共的団体の現在での状況でございます。

【議長：各務原市長】

ここまででご質問等ございましたら、いただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

7ページの一番下なんですけど、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合というのは、施設組合でございまして、岐阜市、羽島郡、羽島市、本巣、山県、そこら辺の市町が岐阜市に施

設をつくって、一部事務組合をやっておることなんで、こういう施設というのは市内に何か類似があるのか……。

【企画財政部会】

ちょっとご説明を漏らしまして申しわけございませんでした。

２ページ総括の欄外のところに独自目的や地域特性があり、統合がなじまない団体については、*印ということでちょっと説明を漏らしましたが、ただいま７ページでございます肢体不自由児の通園施設組合の関係とか、川島町さんの交通少年団等につきましては、一応未定とか検討中となっております。しかし、独自性を持った団体でございますので、現在結論としてきちっとしたものが出ておらないだけで、いずれの段階で３という、現存どおり存続というような形になっていくものかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【副会長：川島町長】

今日のところはこういう団体がいろいろありますよということの認識でいいわけですね。

【事務局】

現状での整理状況をご報告させていただきました。

【議長：各務原市長】

類似団体はあらへんかね、うち。

【福祉部会】

肢体不自由児の施設につきましては、福祉の里にございます。

現在の通所者のことも考えますと、検討中ということになりますので。

【副会長：川島町長】

それで岐阜地域の中で、各務原市さんは入ってみえんのやな。

【議長：各務原市長】

どういう名前やったね。

【事務局】

「たんぽぽ」と言います。福祉の里の肢体不自由児通園施設です。

【議長：各務原市長】

ということです。

そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、次の報告をお願いします。

【事務局】

続きまして事務局から第１回新市建設計画策定に関する小委員会の開催の報告と、新市建設計画策定にかかるアンケート調査の結果について、ご報告申し上げます。

まず第１回新市建設計画策定に関する小委員会でございますが、９月30日に開催されました。委員長に松田之利委員、副委員長に村井宏行委員がそれぞれ選出され、新市建設計画策定にかかるアンケートの調査の結果についての報告があった後、今後のスケジュールについて審議されました。そして、この小委員会終了後、皆様のお手元にはアンケートの結果を

ご送付いたしましたので、既にご覧になっていただけたかと存じます。本日は、お手元の概要版を使ってご説明を申し上げます。

それでは、緑の表紙の報告事項、11ページをご覧ください。

アンケートは新市建設計画策定のための基礎的な資料とするため、7月から8月にかけて実施いたしました。各務原市と川島町に在住する18歳以上の住民から5,100人を無作為抽出いたしまして発送いたしましたところ、2,152名の方からご回答をいただきました。回収率は42.2%でございました。

続きまして、12ページをご覧ください。

「将来のまちづくりのために重要な施策は」という問いに、各務原市では「病院、診療所等医療施設の充実」が34.2%でトップ、次いで「高齢者福祉施設の整備」「幹線道路網・橋の整備」と続いております。一方、川島町では「公共交通の充実」と「幹線道路網・橋の整備」が圧倒的に多く、続きまして「病院、診療所等医療施設の充実」もかなり高い率を示しております。グラフはパーセンテージの高いものから順に表示してございますので、そのようにご覧ください。

続きまして、13ページをご覧ください。

ここでは、「地域の誇りは何ですか」という問いかけをいたしました。各務原市、川島町ともに、「自然環境」が飛び抜けて高いパーセンテージを示しております。同じように、2位には「快適な住環境」が入っております。両市町の多くの住民の方が自然環境に恵まれたこの住環境を地域の誇りとしていらっしゃることがわかります。ただし、3位以下は回答が分かれまして。各務原市では「産業」が30.4%であるのに対し、川島町では2.2%と低く、逆に川島町では32.0%で3位に入っている「教育、生涯学習、文化スポーツ活動」が、各務原市では13.4%となっております。両市町の特徴がこの辺にあらわれているのではないのでしょうか。

続いて、14ページをご覧ください。

「合併にどのようなことを期待しますか」という問いでございますが、各務原市では「財政基盤の拡大強化と効率的な行政」それから「地域資源の活用と相互連携」が多く、特に突出したものがないのが特徴です。川島町では「広域的視点による社会資本整備」が突出している、これが川島町の特徴ではないでしょうか。アンケートの社会資本の内容の中に、道路や橋の整備、公共施設の有効整備という記述がございますので、このあたりから川島町民の方の合併への期待が読み取れると考えております。

続いて、15ページをご覧ください。

ここでは、合併への不安についてをお尋ねいたしました。この結果では、両市町の違いが顕著に出了ました。各務原市で「特に心配することはない」と答えた方が半数を超えているのに対し、川島町では「区域が広くなることによるサービス低下」また「市役所が遠くなることで不便になるのでは」という不安が大変多いという結果が出了ました。当然ではございますが、川島町の住民の方の方が不安が大きいということが、ここでわかると思います。

続きまして、16ページをご覧ください。

合併後の将来像についての問いでございます。両市町とも「すべての人が安心して暮らせる福祉のまち」「自然災害や交通事故、犯罪の少ないまち」が多くなっておりますが、川島町では「道路や橋、上下水道、市街地などが整備されたまち」が最も多くなっているのが特徴でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

「合併を機に、市の名称を変更することについてどう思いますか」という問いに対しまして、ご覧のような結果が出ております。各務原市では「変更しない」70.4%と、「どちらかと言えば変更しない」12.1%、合わせて82.5%でございます。川島町でも「変更しない」30.3%と、「どちらかと言えば変更しない」11.8%、合わせて42.1%と、「変更すべき」「変更した方がよい」と答えた方を合わせた37.8%を上回る結果となっております。

最後に、18ページの自由意見についてであります。総発送数 5,100、回収数 2,152のうち632の方が自由意見にご記入をいただきました。その意見を内容別に分類してまとめましたので、参考にしていただければと存じます。

現在、両市町の総合計画を中心に新市の建設計画の素案を作成中でございますが、この中で、これらアンケートの結果を生かしてまいりたいと考えております。そして、なるべく早い時期に小委員会において、その素案をご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

報告第14号の説明は以上でございます。

【議長：各務原市長】

ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

〔発言する者なし〕

それでは、また後で伺うことにしまして、続きまして継続協議事項の協議に入ります。

協議第21号の町名、字名の変更についてを専門部会から説明願います。

【総務部会】

それでは、継続協議事項について、ご説明させていただきます。

ピンク色の資料をお願いいたします。

前々回、第5回協議会でご協議をいただきました結果、継続協議となっておりました協議第21号、川島町内の町の名称変更につきまして、その後の検討の結果、原案のとおり川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の名称とするということで、再提案するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見等ございましたら伺いたいと存じます。

それから、これは余談でございますが、先般の協議会で横山さんだと思いますが、この際、各務原市側的那加、蘇原、鶉沼、稲羽、それから今度、川島町も全部取ることも検討してはいかがというご意見が出たように記憶しておりますが、町名、字名の変更についての案は、今

日は事務局案をお諮りするわけでありますが、新市になりまして一定の時期に、改めて検討してもいいと、僕は個人的にはそう思っておるわけですね。

【白木 博委員】

今、市長がお話になったのは、いずれかは取る時代が来るだろうという、初めのうちはやっぱり場所がわからんので、川島なら川島とつけておいた方がいいということであるのか、もう数年たったら外したいなというお考えなのか、そこら辺は……。

【議長：各務原市長】

2説あるんですわね。一つの説は長ったらしいと、例えばここだったら各務原市那加桜町1丁目と、鶉沼、蘇原と、これは全部取れば簡単やというご意見と、町名は言ってみればルーツ、原点だから残した方がいいと、なお方角もわかるという意見の2説あるんだわ。ので、合併して早急にということじゃありませんが、一定の時期に一度、全市民的に議論してもいいなと思うわけでございまして、私は会長ですから、ちょっと個人的な意見は差し支えたいと思っておる。2説あるわね、正直言ってね。

【尾関益男委員】

今、いろんなことを白木先生おっしゃったけれども、私もいろいろな町民の方に聞くと、合併する前から「川島町」を外してしまったら、とても困る、とにかく入れてほしいということなんで、よろしく願いたいと思います。

【議長：各務原市長】

この間、これは余談ですけども、固有名詞は外しますが、また岐阜県と言うとわかってしまうので、それも外しますが、結局合併したんですが、旧町名を残さなんだ市があるんだわ。そのの市長さんがつくづく、何やしらん寂しなってまってと叱られておるわということをおっしゃっていました。

ですから、今日は町名、字名の変更につきまして、今事務局が報告しました川島町内の町の名称を変更する、川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とするということについていかがでしょうか。川島町の問題だけに絞ってね。

そのほかご意見を。

それではお諮りします。協議第21号の事務局案のままでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

さよう決定させていただきますました。

続きまして、協議事項に入ります。

協議第34号の使用料、手数料の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部】

それでは、お手元の資料の水色の表紙でございます。協議事項と書いてございますが、その1ページ目をお開きいただきますようお願いいたします。

協議事項の第34号といたしまして、使用料、手数料の取扱いについて（案）ということでございます。

使用料につきましては、原則として各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する。手数料につきましては、原則として各務原市に統一するものとするということでございます。

2 ページ目をご覧になっていただきたいと思います。

調整方針と、そして下の方に参考資料が2 ページ、そして3 ページにわたって掲載しております。

調整方針としましては、使用料については、原則として各務原市に統一するものとするということでございます。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは個別の施設ごとに決定します。なお、保育料、水道・下水道使用料につきましては、当協議会において別途協議をさせていただきます。

手数料につきましては、原則として各務原市に統一するものとするということでございます。

先ほどの協議事項の取扱いの案と同じとおりでございますが、一応参考資料といたしまして、使用料、手数料に若干の例を掲載してございます。2 ページの目の使用料のところを見ていただきますと、特に住民生活と関連性が高い施設で川島町さんと各務原市との間で、ちょっと開きのあるものもありますが、こんなようなものが違ってきますよというイメージがわかっていただければというような感じで、こちらに掲載させていただきました。

例えていきますと、各務原市のプール、これはいわゆる各務原市で市民プールと言っているものでございますけれども、大人一般が 800円、川島町さんでいきますと、川島町総合スポーツ公園の町民プールですが、これは 300円ということで、一見すると非常に金額の違いがあるように思われます。ただし、先ほど調整方針、そして取扱いの案のところにも述べさせていただきましたが、施設の個別の規模、そして性格等を勘案しますと、このような違いがあるのが妥当ではないかというような方向性が考えられます。基本的に先ほど申しました方針をもう一度順を追って確認させていただきますと、やはり施設が、規模とか成り立ちが違っているものがあるよということ、そしてもう一つは、できるだけ近いものはできるだけ合併時に同じにしていきたいという基本方針は変わりませんが、なかなかそのような状況を考えると一遍には難しい。そして、激変緩和等も勘案していきたいというようなことを総合的に判断させていただきまして、今回の調整方針とさせていただきます。

また、3 ページ目の下段の方に手数料として一覧表に掲げさせていただきました。これがいわゆる住民票の関係、あるいは戸籍の関係、印鑑証明の関係等、非常に市民生活に身近なものです。これは旧来の戸籍法の手数料令なんかの引き継ぎもございまして、両団体とも差がほとんどございませんので、手数料等につきましては、各務原市と同じような扱いでという方向で、今回こちらの協議の案とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

結果としては文書表現はこうなるかと思いますが、先ほども事務局から説明がございましたように、それぞれの市町によって施設の大きさだとかいろんなものがございます。したがって、私は引き続き、ただし書き事項をぜひとも重要視していただいておりますということと、これは質問ですけれども、例えば各務原市さんの今の夜間照明とか、あるいは中央公民館だとか、そういうものいろいろ細かいものもございますけれども、こういう中ではやっぱり目的利用と目的外利用で、免除措置とかとっていらっしゃるのかどうかしらんと思っております。

【企画財政部会】

各務原市の場合ですと市民会館、いわゆる中央公民館と呼ばれているものにつきましては、基本的に減免という考えは全くございません。ただし、それ以外のいわゆる福祉センターであるとか、こちらの一般的な公民館というものにつきましては、登録団体制度がございまして、そういう団体については半額にするとか、あるいは減免するとか、そういうものが制度的に用意はされております。

川島町さんの取扱い等につきましても、今後若干の日時を要するかと思っておりますけれども、この機会です少し申し上げさせていただきたいのは、合併で大変化を両団体で起こさないということは、基本になっていくことだと思います。けれども、もう一つ、各務原市自身が昨年の12月に行財政改革の大綱をつくっておられて、何年間かでいろんなものを見直していこうという、実は各務原市自身が今変わっていこうとしておるときでございます。ですから、ここ数年はこの形で軟着陸しまして、将来にわたっては総合的にいろいろ検討させていただきたいと。これは合併協議とは離れますが、一応全体を見て、バランスのいいものにしていきたいということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

【副会長：川島町長】

うちの方の公民館の関係で申し上げますと、公民館、生きがいセンターは無料となっております。これはどういうことかと言いますと、随分最初のころからも議論があったんです。いろいろと法に抵触する部分も、それは厳密に言えばあるかもわからないけれども、原則として目的外利用については、もう空いている隙間がないんだというようなことでやってきた。したがって、目的利用だからということで、今こういうふうになっております。それじゃあ目的外利用の受け皿はあるのかと、具体的には政治の集会とかいろいろあると思います。川島町内では、不十分かもしれませんけれども、その受け皿の施設が町内に数カ所あって、そういうことで無料になってきたいきさつがあるということなんですね。これは、将来に向けては、法との関係もあるので、気になっておる事項の一つであったことは間違いないというふうに思っています。

【議長：各務原市長】

そのほかございましたら、ご遠慮なくご意見いただきたいと思っております。

【小島 武委員】

テニスコートや夜間の川島小中学校グラウンドですね、ここの夜間照明の使用料は各務原市に統一されるんですかね。

【企画財政部会】

基本的には少し時間をおきましてバランスを考えながら、各務原市自身も現在決まっております料金でこれでいいのかどうなのかという検討も含め、これから若干の年月をかけてやっていくつもりであります。その辺に結論的には合わせていかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、数年はこのような状態が続くのではないかと思っております。

【小島 武委員】

大分金額が違いますね。

【企画財政部会】

ただ、その辺はいきなり大幅に金額を上げるとか下げるとかというのは難しいこともございますので、個別の施設の利用の仕方とか、いろいろなものを見させていただいて結論を出したいと思います。

【副会長：川島町長】

大きさとかいろいろ違うんだわね。例えば、プール一つとっても各務原市さんの場合はいろんな設備があるし、うちへ来てもらうと設備は何もないとか。そういうことでいろいろありますので、私は一番最初に申し上げましたように、ただし書き事項を最大限活用していくというようなことを特にお願いしたいと、こんなことを思っています。

【白木 博委員】

今、町長がおっしゃることはもっともだと思うんです。しかし、今ここの稲田園と川島町さんの生きがいセンターの展望浴場の値段が100円と200円ということで、これは素人が見ると、どえらい川島町さんサービスしてござるなと思うんやが。各務原市の場合、稲田園に行くのに市からバスを出してもらっておるわけですね。川島町さんの場合はどうなんですか、みんな直接おんさいということやね、すぐそばやで。そうなると、各務原市の老人の人たちが、場所変わったでいいで、あちらへ行きたい場合は、自転車や何かでなかなか行けへんと。そうすると、やっぱり市のふれあいバスを使うという可能性があるんで、この値段によっては、各務原市の人たちがどんと行く可能性があるがいいかな。

【副会長：川島町長】

お風呂なんかは十分に入れます。今でもいろいろ入っておられますが、お風呂が二つあり、1日に50人ぐらいかな。

【白木 博委員】

うちの方は今どれぐらい入っているんですかね。

【議長：各務原市長】

福祉、熊崎君。どうやね、どれぐらい入っておる、稲田園の平均。

【福祉部会】

200人ぐらい利用してみえます。

【議長：各務原市長】

そうやるな。人口でいけば当然そうなる。

それで、私としては、この中のメニューを見てみますと激変緩和措置で、一遍に事をやるわけにいかないので、時間をかけてうちに合わせてもらうという種類のものが一つと、今おっしゃったように、プールでも、極端に言えば各務原市の市民プールはやっぱり 800円です、これは。川島町の町民プールは、ご無礼ですが 300円。グレードが違うので、値段が違うのは当たり前だと思うんやね。軽蔑するとかそういう意味じゃなしに。そうやないかね、認めるでしょう。テニスコードでも、それはやっぱり違うでね。段差がついた方がいいと思っております。だから、グレードの同じものは一緒の方がいいと思うんですね。ただし、おのずと激変緩和措置があって、緩やかに軟着陸すると。しかし、グレードの違うものは値段が、僕は違ってもいいと思うんですね。そういうことがこのただし書きに書いてあります。

したがって、使用料、手数料の取扱いについては、ここに書いてあるとおり、原則として各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは個別の施設ごとに決定すると、これでいいんじゃないですかね。

それじゃあ、さよう決定させていただきましてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ決定されました。

次に、協議第35号に入ります。

35号の補助金、交付金等の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

それでは、続きまして5ページをご覧になっていただきたいと思えます。

協議事項第35号 補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

補助金、交付金等につきましては、原則として各務原市に統一するものとするということでございます。

次のページ、6ページをご覧になっていただきたいと思えます。

調整方針ということで、補助金、交付金等につきましては、原則として各務原市に統一するものとする。①番としまして、補助金、交付金等につきましては、公共性、公益性の観点から、補助の内容、費用対効果の検討をして、できるだけ統一、調整を図る。②番といたしまして、各務原市の補助金交付に関する基本方針及び補助金審査基準に基づいて、統一、見直しの方向で調整する。

*印でございますが、個々の補助金については、市町はもとより、関係団体等の理解と協力を得て、統合できるよう調整するというので、できるだけなだらかに各務原市と一体感を持てるようにしていくというようなことが調整方針でございます。

あと7ページ以下、10ページまで、一応補助金の各務原市と川島町さんの一覧表を掲げてございます。

10ページをご覧になっていただきますと、一番最後の合計で各務原市につきましては86事

業、川島町さんにつきましては115事業ということでございます。おのおのにつきましては、先ほど報告事項でございました公共的団体に関するもの、その他各種活動に対するものでございます。なお各務原市が、件数が少ない理由につきましては、各務原市自身の行革によりますところ、そしてもう一つは、川島町さんが補助金対応しておるものにつきましては、各務原市につきましては独自事業として行っているというような面もあるかと思いますが、現在のところ、このような件数で整理ができてございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ご意見、ご質問いただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

この補助金とか交付金なんですが、いつも、誰でもそうでございますけれども、改革をいつも頭に浮かべながら、なかなか本当の税を使ってやるに必要なものなのかどうなのかという判断力、判断する町内のコンセンサス、いろいろあるわけでなんです。中には本当にさみだれ的にだらだらというものでも、補助金をもらう方にしてみれば、それが一番いいということなんです。両市町ともそれぞれ自治体の特色みたいなものが出ておって、特に産業部会とかを見てみると、各務原市さんの方も非常に多くやっておられる。川島町の場合、羅列はずっとしてありますけれども、金額そのものは本当に些細なものも入っておるということですね。ただ、特に健康だとか、あるいは教育だとか、そういうものに対しては一定の配慮をしてきたというようなものもあります。これもできるだけ今後、基本的にはこれでいいんですけれども、調整に十分時間をかけながらやっていくということが大切ではないのかなと、こんなことを願う者の一人でございます。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問等どうぞ。

【小島 武委員】

10ページの最後の方で、川島町はスポーツレクリエーション協会とか軟式野球連盟、ソフトボール協会とかに補助金があるんですけど、各務原市の方はこういうふうではないんですかね。

【議長：各務原市長】

うちは体育協会1本に出しておる。そこから分けるわけです。

【小島 武委員】

そこから分けるわけですね。内容は変わりませんね。

【議長：各務原市長】

こういうふうには大体あるんじゃないんですか。

【企画財政部会】

基本的には体協の中に整備してございます。

【議長：各務原市長】

体協で1本である。

【小島 武委員】

そこから分割するわけやね。種目はもっとあるはずやで。

【企画財政部会】

種目別はもっとあります。

【小島 武委員】

種目を書いてもらえば、もっとあるわけですね。

【副会長：川島町長】

川島町の場合は単独になっておるわけやね。名前としては体育協会ではなくて、スポーツレクリエーション協会というところで東ねてもらっておりますけれども、補助金そのものはスポーツレクリエーション協会というのは、本当のささやかな郡の体育協会の負担金と、あとは何かあるかは知りませんが、そんな程度なんですね。それで個々別に行っているんです。郡内の他の3町は体育協会という名前を使っておられて、そこへ一旦支出して、体育協会の中でそれぞれの種目とか、地域とか、そういうことでやっておられるわけやね。

【横山隆一郎委員】

ちなみに、各務原市やと86事業、川島町 115事業、補助額というのはどれぐらいかわかってますか。

【企画財政部会】

トータルということですか。こちらには持ってこなかったものですから、確かに川島町さんの場合は、比較的少額の団体運営にもいろいろ出されておるようで、私どもはそういったものは比較のないということ。あるいは私どもは、例えば9ページを見ていただきますと、建設部会なんかを見ていただきますと、特定優良賃貸住宅なんかの補助で、ここらかなり金額が大きい、国・県の制度補助なんかもございますので、例えて言うと、優良住宅事業なんかですと 2,800万ぐらいの補助があるわけです。こういう制度的なものが、各務原市は制度を運用しておりますので、トータルは、かなり額的には大きいものになります。

【星野鉄夫委員】

これ、原則として統一するということは、川島町にあって、各務原市にないものは、どういうふうに統一するわけですか。

【企画財政部会】

二つの考え方がございまして、先ほど一つ申し上げましたのは、川島町さんにおいて、各務原市にないというのは、川島町さんは補助金出してやってもらっておるというやり方のもの、それを各務原市の場合は直接自分のところの経費で、役所が直営でやったりしているサービス、そういうやり方のもの。そしてもう一つは、本当に川島町さんが独自でやっているものと、二通り分けられると思うんです。各務原市が直接経費でやっているようなものなんかは、そのまま各務原市のやり方にすると。もう一つは、川島町さんなりのやり方でやっているものについては、それを減らしていけるかとか、あるいは各務原市みたいになしにできるかとか、違うやり方でできるかとか、そういう整理を今やっております。

【副会長：川島町長】

予算の支出、予算計上のところで、ものすごくお互いに違いがあると思うんです。

例えば、各務原市さんの場合は、市民運動会というのを一つとっても、恐らく中学校区か、あるいは小学校区内で、それぞれ自治会なのかどうか、それはまちまちでやっておられるでしょう。うちの方は一小学校区ですので、本来は、主催はスポーツレクリエーション協会になっているんですけども、共催で「川島町」とプログラムに入れて、じゃあ予算の執行はというと、直接経費なんですよ、保健体育費の。例えば賞品だったら、消耗品費か需用費かそこへ組むとかね。だから、小さいところと大きいところと、その辺のあいまい性というのは現実にあるということですよ。やっぱりこれは団体で幾らという中身というものを十分検討しないと、なかなか結論出んと思われまして。

【長谷川匡一委員】

同じような質問ですけども、8ページにある一宮市民花火大会協賛というのがあるわけですね。川島町は昔から一宮市とのかかわりが深いわけですが、こういうようなものはやめとけというのですか。

【議長：各務原市長】

やらんなんでしょうな。

川島町地域と一宮市とは共同で花火をやってみえるわけや。うちの方はおがせ花火と木曾川の日本ライン夏祭りの花火と二つあるわけやね。ですから、川島町と合併するときは、川島町さんは伝統的に一宮市とやっていたらっしゃるので、僕は継続せんなんと思うね。各務原市として。

【副会長：川島町長】

一宮市、あそこまで各務原市になるわけやね。川島町の場合、愛知県側との交流とか、僕はそういうことも必要だと思っていますので、もちろん各務原市さんも、犬山市さんあたりと色々な意味で提携、その他もやってみえる。川島町の対岸というのは東部が江南市になりまして、そして一宮市ということなんですよ。大きい市ばかりですので、なかなかその辺が大変な面もありますけれども、例えば今、一宮市の花火が出ましたので申し上げますと、この花火は総事業費が二千数百万円です。二千数百万円ですので、人口でいきますと、川島町1万、一宮市28万ですから、そういうことじゃありませんが、いろいろ住民のかかわりも非常に大きいもんですから100万円の協賛金ということやっておるわけですよ。

【議長：各務原市長】

今、説明員が申しましたとおり、この補助金等は、一つの分類は、川島町にあって各務原市にない場合、もう一つの分類は各務原市の場合は直接行政の事業としてやっておると。あるいは逆の場合がありますが。ところが、川島町さんの場合は団体を通じてやっておると。こういう場合は残さんなんですよ、それは。整理をとということでございます。それから、一般的な団体に対する補助金と、こういう2種類が分かれるんじゃないかな。その辺は整理するというところやろう。

【副会長：川島町長】

この辺はかなり時間が本当にかかると思います。それぞれの市町の予算の支出の仕方が、補助金でやる場合と、直営で、名前はどうも会になっておるけれども、下に共催と名前が入っておって、直接予算から出ている場合もありますので。

【議長：各務原市長】

だから、いい補助金は残さないかん。ただし、お断り申し上げますけれども、今現在やでうちはこの数字なんだよ、これ。平成10年4月1日やったら、これはどうや、倍ぐらいあったやろう、うちは。そうすると、こんなことをやっておったら将来大変なことになるという読みで、これから申し上げる定義によって補助金を鋭意削減してきたんですわ。その一つの分類は、効果のない補助金はやめよと、これが一つ。二つ目には、大体補助金というのは所期の目的を達した補助金はやめよと。むだな補助金はやめよと。本来、これは補助金の対象じゃないと、民間でやる分だと。これを3分類に整理して、たしか平成10年4月1日からやってきたんやないか。それで現在86しかないわけです。これ、平成10年4月1日だと、まだ、200以上あったやろう、ということです。

ですからやるべきことはやらないかんということや。そうせんと将来大変なことになるということでございます。ただし、さっき申し上げましたように、川島町さんオリジナルの団体のもので効果が上がっておるものは、残すべきやしね。いわゆる各務原市は行政としてやっておる、川島町さんは団体を通じてやっておるということを一回、再検討して、川島町さんも行政としてやっていただいた方がいいか、従来の慣例どおり団体を通じてやった方がいいか。市として川島町のご意見をいただいて、そいつは引き継いでやっていくということじゃないですかね。

【副会長：川島町長】

だから、最近の補助を、新規にやったものもありますが、最近のものは、例えばIT関係とか、有線テレビとか、そういうものの助成については、要綱をつくる時に今は年限を切っております。従来からあるのが、今の各務原市さんの場合は、ここ4、5年でいろいろ改善されたということは、本当によく知っております。なかなか小さいところになると、待てよ、ずっと前から、15年前からやってみえる、これはどうかなとか、なかなかその辺の踏ん切りというものが、本当につきにくいということやね。今、新規の場合は、例えば有線テレビについては補助期間は2ヵ年とするとか、そういうふうではやっておるんですがね。だから、補助金というのは、これからは一定の期限を明記してやっていくということが必要かなとは思いますが。

【議長：各務原市長】

よく精査してということでございます。

そのほか、ご意見ございましたらいただきたいと思えます。

くれぐれも幹事会等でやるときに無理しないように。大事なことは無理せないかんけどな。しかし、基本的にはね。

それでは協議第35号につきまして、補助金、交付金の取扱いについて、事務局案のとおりでいいかどうかお諮りします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、協議第35号は事務局案のとおり決定されました。

次に、協議第36号に入ります。

協議36号の障害者福祉事業の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【福祉部会】

それでは、障害者福祉事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

まず、調整方針案でございますが、障害者の福祉制度については、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。

また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施をする。

詳細の方でございます。12ページでございます。

まず、項目1番でございます。福祉タクシー利用助成事業、福祉給油助成事業でございます。対象者につきましては、まず各務原市でございますが、身体障害者手帳1級の所持者、療育手帳A、A1の所持者、それから肢体不自由児を主とする合算2級の身体障害者手帳の所持者でございます。川島町は身体障害者手帳1、2級の所持者、療育手帳A、A1、A2の所持者でございます。

内容としましては、タクシー券のチケットでございますが、各務原市においては560円券プラスお迎え100円券を36枚、年間でございます。そして、ガソリンの方でございますが、給油券として15リットル券を12枚、年間に配付をいたしております。川島町におきましては、タクシー券として630円券を24枚配付しております。

次、2番の障害児福祉手当でございます。対象者につきましては、各務原市については、国の障害児福祉手当支給資格がない方で、身体障害者手帳1から3級の所持者、療育手帳AからB1の所持者でございます。川島町におきましては、国の手当の支給の資格に関係なく、身体障害者手帳1から3級の所持者、療育手帳AからB1の所持者でございます。支給額につきましては、各務原市が月額5,000円、川島町が月額3,000円となっております。

続きまして、3番目でございますが、補助犬飼育費助成事業でございます。各務原市は対象事業制度はございません。川島町においては、身体障害者手帳1級の所持者で、補助犬と一緒に暮らしている方につき、1頭当たり月額2,000円を支給しております。

大変失礼いたしました1番、2番につきましては各務原市の制度を適用してまいりたいということでございます。3番につきましては、新市においてもこの事業を継承してまいります。

それから、4番目の障害者小規模授産所でございます。各務原市には現在4カ所の授産所がございます。すべて委託をしております。民間に3カ所、社会福祉事業団に1カ所の委託をしております。それから、川島町におきましても1カ所の授産所がございます。この授産

所につきましては、社会福祉協議会の方に委託がなされております。新市が事業主体として事業を継承するということで、ただし川島町の授産施設につきましては、運営委託を町社会福祉協議会から、各務原市社会福祉事業団に変更したいということでございます。

次、13ページをご覧いただきたいと思います。

その他事業でございますが、その他としまして、各務原市で実施しております障害者福祉事業でございます。在宅障害者社会参加促進支援事業以下、11事業ございますが、これらにつきましては、川島町では未実施でございますが、これらの11事業につきましては、新市の住民を対象にしまして、継続して実施をしてみたいということでございます。

それから、その他、支援費制度など両市町が同一基準で実施している事業につきましては、調整を必要としないということで省略をしまして、新市においても同様に実施をしてみたいと思います。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

新市においてもやっていただけるという補助犬ですが、川島町の現実には、介助犬が1頭、盲導犬が1頭です。もともと始まりましたのは、これは新聞に出ていますから、私は名前も言ってもいいと思うんですけども、介助犬については、館林さんという女性が、高校のときに名古屋で交通事故に遭い、両手両足が不自由になったのですが、学習意欲に燃えて同志社へ入学したことが、よく新聞に出ました。県知事の前にも出たことがあります。彼女が発端で、この事業を始めてまだ始めて1年です。

それから、タクシー券ですけども、これもいろいろご議論を賜って、最後にはこうなったんです。本来はこういうことではなくて、いわゆる福祉バスのもの、各務原市さんがやってみえるふれあいバス、その導入についての議論が多かったんですが、たまたまそのころから、合併問題が出てきましたんで、当分の間という考えで、やったことなんです。あと、その他事業で、さすがやっぱり福祉の面では、小さいところではやれんようなことを11項目やっていらっやって、ありがたいと思っております。

【議長：各務原市長】

そのほかございますか。

うちには介助犬おらんのか。

【福祉部会】

盲導犬、聴導犬、介助犬というものは、今のところ対象者はみえません。

【議長：各務原市長】

それでは、ご意見も尽きたようですので、お諮りをいたします。

協議第36号 障害者福祉事業の取扱いにつきましては、ただいま専門部会の報告どおり承認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

さよう決定いたしました。

それでは、次に協議第37号に入ります。

高齢者福祉事業の取扱いについてを専門部会から説明します。

【福祉部会】

調整内容案でございます。

高齢者福祉事業につきましては、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施するという調整案でございます。

16ページでございます。

項目1番から順次お願いたします。項目1番につきましては100歳祝い金でございます。対象者は100歳に到達した高齢者の方ということになります。祝い金額の内容でございますが、各務原市では10万円、顕彰状、花束を贈呈いたしましております。川島町では100万円、お祝い状、記念品を贈呈されております。この支給方法、支給等の条件につきましては、おおむね双方とも同じでございますが、基金の有無ということの内容でございますが、各務原市では一般財源でお祝い金等を支給いたしております。ところが、川島町の方では青井様の福祉事業基金を設けて100歳のお祝い金を支給されております。100歳祝い金につきましては、合併する日をもって各務原市に統一をするという考えでございます。

2番の敬老祝い金でございます。対象要件につきましては、各務原市は77歳、88歳、99歳の到達の節目支給というような内容でございます。川島町は75歳以上のすべての方です。お祝い金額でございますが、各務原市は、77歳の方には1万円、88歳、1万5,000円、99歳、2万円。川島町におきましては、75歳以上の方すべてということで、75歳から76歳の方は5,000円、77歳から79歳、7,000円、80歳から87歳、1万円、88歳以上、1万2,000円と、75歳以上の方には記念品、88歳の方には座布団と記念品等のお祝い品を贈呈されております。

特記事項のところでございますが、各務原市におきましては、平成10年度より節目支給ということで、このような形での支給に内容を変更いたしております。この敬老祝い金につきましても、合併する日が属する翌年度より、各務原市の制度を適用してまいりたいというふうに考えております。

次に3番目の、古希の賀と敬老会の行事ということでございます。行事内容は、両市町とも式典、アトラクションを行っております。各務原市においては60歳以上の方を対象にしたアトラクションということで、夜の部も開催をいたしております。対象内容につきましては、50歳目の成人式として古希の賀の実施ということで、各務原市では70歳を迎える方のみに、こういった式典、アトラクションを行っております。2部の夜の部の方につきましては、60歳以上の方にアトラクションを観覧していただいております。川島町の方では75歳以上の方のみに敬老の祝いの行事を行っております。この敬老会の行事につきましても、合併の日が属する翌年度から、各務原市の方式で実施をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、4番目の老人文化週間の行事でございますが、これは老人趣味の会の発表の

機会をつくり、趣味と生きがいを高めることを目的としまして、毎年2月に老人文化週間として演芸大会等の実施をしております。これは各務原市で実施をしております。川島町においては未実施ということでございます。この事業につきましても、新市の住民を対象として継続して実施をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、次の17ページでございます。5番目、いきいきデイサービス事業でございます。これは介護保険事業外のデイサービスということで、各務原市も川島町もこの事業を実施しております。多少、サービス内容、それから利用料等において、若干の差がございます。特に利用料につきましては、各務原市では1日800円、給食等の実費分として利用料をいただいております。川島町におきましては、年間登録として1,000円というような内容でございます。この事業主体につきましても、各務原市は、現在は市が直接運営をいたしております。川島町は社会福祉協議会に委託されて事業運営がなされております。

それから、6番の展望浴場でございますが、これは川島町にございます展望浴場ということでございます。川島町の生きがいセンター5階に入浴サービスとして、展望浴場がございます。各務原市としても老人福祉センターの入浴施設として、類似施設ということで、先ほど紹介がありましたような稲田園に浴場がございます。この川島町の展望浴場につきましても、それから先ほどのいきいきデイサービス事業につきましても、新市において引き続き実施をしてみたいということでございます。

それから、項目7から12につきましては、各務原市においてのみ実施をしておる高齢者福祉サービス事業でございます。川島町においては、未実施なものでございます。これらの事業につきましても、新市の事業対象に継続して実施をしてみたいというふうに思います。

それから、一番下の欄でございますが、その他両市町が同一基準で実施しておる事業につきましては、調整を必要としないということで省略しまして、新市においても同様に実施をまいります。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

これもいろいろ、7番以降については、川島町にはないというようなことが盛りたくさん、いろいろと制限はありますけれども、やっておられるということで、ありがたいというふうに思っております。私は、この1番と2番のあたりでございますけれども、時代の趨勢^{すうせい}としては、最近ちょっと調査をやりましてよくわかりました。毎年度というのは、この地域では川島町と、柳津町さんがどうされるか、その2町ということで、岐阜市さんはどうもこれは間違っていないと思っておりますが、すべて敬老祝い金を11年度で打ち切りというようなことだそうでございます。そのほかに萬松館へ一定以上の者を招待するとか、そういうことはやっておられるが、お金を渡すことはやっておられないというようなことですね。郡内でも、年々間引きというか、途中でずっと引き抜いていくというようなことでやっておられて、理解はできます。

100歳の祝い金制度でございますけれども、この基金は特殊事情があつて、町の税ではありません。100%寄付金です。今から10年ほど前に、たしかこの制度ができたと思ひますけれども、もっと100歳になられる方が出るかなという感じでしたが、今年度までのところ、約10年間の間にいられたのは、実績としては1名です。ずっと調べてもらつと、2年ないし3年はないと。その方がさらに元気で100歳になられるのかどうなのか、いろいろありますけれども、そういう状況でございますので、これはよしとしなければいけません。しかし、私としては、1番、2番の問題につきまして、少し時間的な余裕をいただいて、思いというようなものを整理してみたい、そんな気がするんです。したがって全部ということではございませんけれども、1番、2番の問題について時間的猶予を何とかいただけないかなということをおもうんでございます。

【尾関益男委員】

今、うちの町長も言いましたけれども、すみませんけれども少し時間をいただいて……。

【横山隆一郎委員】

ちょっと質問しますけれども、青井さんの特別な青井基金、これというのはやっぱり将来ともずっと残しておくべき基金なのか、どういう性格のものか、よく知りませんが。

【副会長：川島町長】

ちょっとお話ししますと、川島町から京都の方へ出られて、ずっとお医者さんをやっておられたんですが、お年を召されて、配偶者の方も早くに亡くなって、お子様もたまたまなかったというようなことで寄附してもらったのが1,000万なんです。しかし、その後は金利がだら安でございまして、なかなか基金は増えません。それでも今年100歳が1人出たんですが、1,100万以上あったかな。今でもいただいたお金は全部積んでありますが、内容は特別にこの事業に使ってくれという、いわゆるひもつきのような寄付ではありません。ただ、高齢者福祉のために使ってもらえればありがたいということでいただいたので、町で議会ともども考えて、この制度ができ、今日に至っているということですね。

【議長：各務原市長】

うちの福祉にもよくもらうでしょう、寄付金。あれと性格は同じだと思うんだね。ただ、町が町議会と相談をして、それでもってこの基金をつくったということだね。

【副会長：川島町長】

条例までつくってね。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございますか。

そうしますと、100歳祝い金及び敬老祝い金については、少し時間を置かせてほしいということですね。そのほかについてはよろしゅうございますか、町長さんそのほかにも。

【横山隆一郎委員】

その少し時間をというのは、合併の調印までの時間なのか、後の話なのか、どうなのか。

【議長：各務原市長】

まだうちでもこの問題は大変やったんですよ。だから協議しなきゃいかんのでね、方向は大体僕の想像はついておるけど、協議の時間を置かせてくれという意味でしょう。

そうしますと 100歳祝い金、この協議第37号は各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施しているいきいきデイサービス事業、展望浴場については、新市においても引き続き実施するというごさいます。調整方針は16ページのあたりに載っているとおりで、ずっと科目が書いてあるということごさいます。今お話ししますと 100歳祝い金及び敬老祝い金、1と2ですね。これについては、少し時間を置かせてくれという意味で継続協議ということすな。そのあとについては、調整方針を含んだ事務局案でよろしゅうごさいますか。

〔「はい」の声あり〕

そういうことで、分割してお諮りをしたいと思います。

私が今提案申し上げたことで決定していただいでよろしゅうごさいますか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、一つ申しますと、基本的には専門部会の提案のとおり、高齢者福祉事業の取扱いについては決定いたしました。ただし、100歳祝い金及び敬老祝い金の2項目については、継続審議といたします。こういうことごさいます。以上、決定されました。

次に、その他福祉事業の取扱いについてということで、協議第38号、専門部会のご説明を願います。

【福祉部会】

調整内容案ごさいます。生活保護、母子・父子家庭事業につきましては、各務原市の現行制度に統一するという案ごさいます。

20ページをご覧いただきたいと思います。

項目1番、生活保護についてごさいます。生活保護につきましては、現在、各務原市では、各務原市福祉事務所で申請受付、認定まで行っております。現在、川島町におきましては、町役場の方で受け付け、岐阜地域福祉事務所へ進達をいたしまして、岐阜地域福祉事務所が申請の受付、認定をしております。それと級地区分とっておりますが、これは物価等の単価が異なるもので、国が指定してくるものごさいます。各務原市では2級地の2、川島町では3級地の2ということごさいます。これらにつきましては、県から各務原市へ新市発足と同時に移管されるということになると思います。

次に、2番の寡婦福祉手当ごさいます。対象者につきましては、母子・寡婦世帯で18歳未満の児童がない69歳までの方に対しまして、年額 2,000円ごさいます。支給をしているものごさいます。これは川島町では未実施ということごさいます。

それから、3番目の母子家庭等児童入学祝金ごさいます。これは配偶者がいない女子・男子の家庭、ちょっと言い回しがややこしいのですが、母子・父子家庭ということごさいます。小・中学校に入学する児童・生徒の家庭に対しまして、児童・生徒1人当たり1万円を入学祝金として支給するものごさいます。川島町におきましては、町の福祉協議会で実

施されております。対象者につきましては同じでございますが、金額におきましては、児童・生徒1人当たり5,000円という内容でございます。

次に、4番目のすこやか手当でございます。これは小・中学校、義務教育修了全児童・生徒で母子家庭あるいは父が重度の障害にある児童・生徒に対しまして、年額6,000円のすこやか手当として支給をしているものでございます。これにつきましては、川島町では未実施というような内容でございます。

これら今の2番から3番の事業につきましても、新市の住民を対象として継続をしてまいります。

以上、そのほか母子・寡婦福祉貸付金など、両市町で同一基準で実施している事業につきましては、調整を必要としないということで省略しまして、新市においても同様に実施をしてまいりたいということでございます。以上です。

【議長：各務原市長】

今、説明をもらいましたが、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思えます。

【副会長：川島町長】

この項目につきましては、何も言うことはございません。ただ一つ、期待感でございまして、生活保護が川島町でも、まだここ3年ほど前はゼロでずっときました。最近、6所帯7人ということやで、これはどうも一人暮らしが圧倒的ということやわね。今私のすぐお隣に振興局長さんが見えになるんで、余り気にしてもらわんでもいいが、どういうことかと言いますと、今までの進め方が、地域の民生委員さんはじめ、役場の福祉係の方へ来られて、一緒になって福祉事務所の方へ行ったり来たり、押し問答をやりながらやってきている。決定が非常に遅い。そして、土地も何も変わらないのに3級の2から2級の2、恐らくこれは単価の改正があるのかなと、やっぱり上がるわけやね。これを見ますと川島町の場合は6世帯、これに人口比率の13倍を掛けると48世帯。しかし、実際に各務原市さんの生活保護世帯は226というようなことで、やはり生活に困った方が直接飛び込んでいけば、ちゃんとやっていただけるということでしょうか。私は福祉の中でも本当に生活に困っている方への対応というのが、非常によくあるのでありがたく思っております。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思えます。

ご意見も尽きたようでございますので、お諮りをいたします。

協議第38号につきまして、専門部会から提出されました案に基づいて決定したいと思えますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

さよう決定されました。

続きまして、協議第39号 商工・観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。

【産業部会】

続きまして、21ページでございます。

協議第39号 商工・観光関係事業（融資事業）の取扱いについての案でございます。融資事業については、各務原市の現行制度に統一するというところでございます。

22ページをお願いします。

現在、項目としてそこに書いてございますように三つの制度がございます。

1番目、小口融資制度ということで、これは中小企業の安定に資するというで、目的としては運転資金、設備資金等で貸し付けを行っております。融資額が1,250万円以内ということでございます。融資期間は96ヵ月、利率は年に0.75%、返済は元利均等月賦償還または一括償還ということでございまして、その他で利子補給制度ありということでございますが、現在0.5%の利子補給を行っております。だから、実質0.25%が借り主の負担ということでございます。これについては、川島町さんは現在のところ、制度がないということでございます。

2番目、勤労者住宅貸付制度ということでございますが、これは住宅の新築、増築、改築等について、貸しておるということでございます。融資額につきましては、1世帯50万以上500万以内ということで、融資期間が15年、利率が年に3.04%ということでございます。これについても、川島町さんの方におかれましては、現在制度がございません。

3番目の勤労者生活資金融資制度でございますが、勤労者の生活資金ということで、資金用途は教育費、出産、医療費、冠婚葬祭等でございますが、1世帯100万円以内、融資期間が48ヵ月でございますが、ただし育児休業中に関しましては60ヵ月、5年以内ということでございます。利率については、年に2.43%プラス保証料0.7ということでございますが、これは川島町さんにおかれましては、融資額が、現在各務原市は100万のところ50万円、融資期間が48ヵ月のところ36ヵ月、年利につきましては0.1%高くなっておりますので、これらにつきましては、各務原市の現行制度に統一したいということでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

これはその地域の産業構造とかに非常にかかわってくるんですが、実は川島町もささやかですが、利子補給をちょこっとやっております。川島町の地場産業、これは尾州と一体となっておりますが、全滅、崩壊状態です。その職種はおわかりでございますけれども、糸へんで、完全にお隣の国に敗北いたしました。中には今も頑張っておられるし、頑張っておしいなというようなことなんですが、こういった制度、特に若い人なんかこういう制度に乗って行って元気を出してほしいと思っております。これは、私も何もございませぬので、よろしくをお願いします。

【議長：各務原市長】

じゃあ、ご意見も尽きたようでございますので、お諮りいたします。

協議第39号につきましては、専門部会の提案とおりのり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。さよう決定されました。

続きまして、協議第40号、専門部会から説明させます。

【企画財政部会】

協議事項第40号、その他事業（指定金融機関等）の取扱いについての案をご説明させていただきます。

調整の方針といたしましては、指定金融機関は現行の各務原市の指定金融機関とする。収納代理機関として、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定するというごこととさせていただきます。

次、めくっていただきまして24ページでございますが、現況を申し上げますと、指定金融機関でございますが、その他の事項にちょっと書いてございますが、指定金融機関は公金の収納及び支払い事務を取り扱わせる金融機関を言います。それで各務原市の場合につきましては十六銀行、公金の収納及び支払いの事務を統括する店舗は各務原支店ということで、店舗指定をいたしております。川島町におかれましては、岐阜南農業協同組合ということで、法人指定になっておりますが、実質統括しているのは川島支店になっております。調整方針といたしましては、指定金融機関については、各務原市の指定金融機関である十六銀行とするということとさせていただきます。次に収納代理機関でございますが、収納代理機関は公金の収納事務の一部を取り扱わせる金融機関ということになります。各務原市の場合については大垣共立銀行ほか11行の指定をいたしております。川島町におかれては十六銀行川島支店ほか5行の指定になっております。調整の方針として、収納代理金融機関につきましては、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。合併時にこれを告示するということになります。

それで、いちい信用金庫につきましては、これは従前一宮信用金庫、愛北信用金庫、津島信用金庫が15年7月に合併をもって「いちい信用金庫」になったということで、川島町さんが7月に一宮信用金庫を変更して、いちい信用金庫に現在は指定されておると、こういう状況でございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

原則、これで結構だと思っておりますが、実はJAがこれからどういうふうに岐阜地区が動いていくか、県の構想でいくと県下5つですかね。将来的に統合されるというようなことは聞いておりますが、現行段階で、川島町の場合は十六さんは途中でおみえになったということもあるし、過去のいきさつもありますので、JA岐阜南農協川島支店が指定金として今日に至っているということとさせていただきます。JA岐阜南を指定金としているのは、私が知っている限りでは川島町と岐南町の2町でございます。これも公表されておりますので、私はいいと思っておりますが、現在の預金量が全部が540億程度でしたかね、たしか。その中で2町の、月末に

よってはいろいろ金額も違いますが、貯金が川島町がざっと20億、最大で22、3億かな、岐南町が45億から50億というようなもの、両方足すと何と預貯金の十数%に達するというところでございます。川島町の現在の世帯数が3,000をちょっと切っておりますけれども、半数に近い方が、現在は岐阜南農協の組合員、準組合員としていろいろ融資も受けられ、その他やっておられますので、そのことを収入役さんの方で、これはできるかどうか、よく、法的にはわかりませんが、その辺のところも十分酌んでいただいて運用をお願いしたいなと、こんな思いでおります。

【企画財政部会】

基本的にはペイオフが、ございまして、定期預金と借入金との相殺を一番ベースに預貯金をさせていただいておるわけですね。それでペイオフにかからないお金、預金の方が多い場合があるわけですが、それはどちらかと言うと、市内店のそういった従来からのおつき合いをベースに、預貯金を短期3ヵ月単位の定期預金で資金繰り、運用させていただいておりますので、今町長さんが言われましたことについては、あくまで市内店ということになりますので、岐阜南農協の本店に預貯金するわけにはいきませんので、やるにしても川島支店ということでの取り扱いを検討させていただきたいと思っております。

【議長：各務原市長】

そのほかございますか。

意見も尽きたようでございますので、お諮りいたします。

協議第40号は、専門部会の提案とおり可決させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

さよう決定いたしました。

これで本日お諮りすべきことは、全部お諮りした次第でございます。

事務局、ありますか。

【事務局】

それでは、確認事項についてご説明いたします。

お手元の黄色の表紙をご覧ください。

まずは、合併協議項目の協議状況についてですが、前回の第6回までに協議された項目を一覧表にしております。前回承認されました8項目を一覧表に追加してあります。特に詳しいご説明はいたしませんので、一度目を通していただけますでしょうか。

もう1点、続きまして第8回以降の合併協議会開催日程について、ご説明いたします。

次回、第8回は11月1日土曜日、ちょっと早く申しわけありませんが、朝の8時半から各務原市中央公民館で開催いたします。以前、委員の皆さんには10月28日、14時からというご案内をさせていただいておりましたが、都合により28日は延期と、次回は11月1日ということになりましたので、お間違えのないようお願いいたします。

なお、この11月1日の協議会は1時間程度で終了し、その後、既に皆さんのお手元に案内状が届いているかと思いますが、協議会の委員の皆さんには各務原市の市制40周年式典に招

待されておりますので、引き続きご出席をお願いいたします。式典の会場はこの中央公民館の隣の市民会館となっております。

続いて、第9回の合併協議会、これは11月14日金曜日、15時から川島町公民館の予定でございます。この第9回の会場につきましては、今調整中ですので、変更になるかもしれません。その場合は11月1日の協議会の席で連絡させていただきます。日程は11月14日で確定となっております。

続きまして、第10回の合併協議会、これは11月28日金曜日、14時から各務原市産業文化センター8階第1特別会議室で、第11回は12月13日土曜日、14時から、同じく8階の第1特別会議室で予定しております。

第8回以降は、大変詰まったスケジュールとなっておりますが、どうかご出席をよろしくをお願いいたします。以上で確認事項の説明を終わります。

【議長：各務原市長】

ということでございます。特に11月1日は早朝でございますが、恐縮でございますが、ひとつよろしくをお願いいたします。

それでは、今日お諮りすべき議題はすべて済みまして、8回以降の合併協議の開催日程につきましても予定を皆さんにお知らせしましたので、以上をもって終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

午後3時38分 閉会